

2020年度

医療法人 将和会 ケイズ歯科・矯正歯科クリニック

歯科医師臨床研修プログラム

(単独型・管理型)

医療法人 将和会 ケイズ歯科・矯正歯科クリニック

1. プログラム名称

ケイズ歯科・矯正歯科クリニック 単独型プログラム

ケイズ歯科・矯正歯科クリニック 管理型プログラム

2. 研修プログラムの特色

本院における歯科医師臨床研修は、医療人としての倫理観の修練を行い、歯科医師としての基本的な診査・診断能力と医療コミュニケーション能力の習得、高頻度疾患の基本術式の習熟を行い、地域医療に貢献でき患者から信頼される歯科医師を育成することを目的とする。

また、保険診療だけでなく臨床研修において矯正治療を現場で学べることを最大の特色としている。将来開業を目指す歯科医師にとって矯正治療のスキルは必須である。小児の1期治療及び2期治療、また成人のマウスピース矯正、部分矯正などデジタルを活用した最先端の矯正治療を身につけることができる。

【管理型】

ひがし歯科医院：卒後の歯科医師に必要な保険診療をより正確で、スピーディーに行うための技術を現場で学ぶことができる。

太田歯科医院：高齢化社会の中で差別化を図るために、開業医が訪問診療をどのように行っているのか現場で学ぶことができる。

医療法人朝田歯科：定期管理型の診療をベースとしながら、無歯顎症例をはじめとして多数歯欠損の治療計画の立案から補綴物完成に至るまで、常時臨床現場を見る事が出来る技工士とチームを組みながら診療する事が出来る。

いそわき歯科：保険診療だけでなく、様々なケースに対応した義歯製作を学ぶことが出来る。

3. 歯科医師研修の目標(目標達成)

- (1) 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- (2) 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- (3) 歯科疾患と障害の予防および治療における基本的技能を身に付ける。
- (4) 一般的によく遭遇する応急処置と頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- (5) 歯科診療時の全身的偶発事故に対応する能力を身に付ける。
- (6) 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身に付ける。
- (7) 専門的技能や高度先進的歯科医療に接し、生涯研修の意欲への動機付けを図る。
- (8) 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

4. プログラム責任者の氏名

瓜生 和彦 ケイズ歯科・矯正歯科クリニック 院長

5. 参加施設概要

1. 単独型・管理型臨床研修施設

5. プログラムの管理運営体制

歯科医師臨床研修管理委員会を設置し、プログラムの管理運営を行う。

① 研修管理委員会の名称と構成

名称：ケイズ歯科・矯正歯科クリニック 歯科医師臨床研修管理委員会

構成：理事長 瓜生 和彦
 歯科医師 長田 竜哉
 衛生士 小國 愛
 事務局 白石 久美子
 中村 大輝

協力型臨床研修施設の研修実施責任者

太田 博見 (太田歯科医院 理事長)
東 正也 (ひがし歯科医院 院長)
朝田 浩司 (朝田歯科 理事長)
磯脇 浩二 (いそわき歯科 院長)

研修協力施設の研修実施責任者

古田 功彦 (戸畑共立病院 歯科口腔外科部長)

外部委員

清水 慎司 (一般社団法人 歯科業務標準化機構)
宮本 英将 (宮本英将社労士事務所)

② 研修管理委員会の業務

歯科医師の卒後の臨床研修における重要事項を審議決定する機関として、歯科医師臨床研修管理委員会を置く。歯科医師臨床研修管理委員会は、当院の院長を委員長とし、衛生士、事務局、研修実施責任者及び外部委員より構成し、円滑かつ効果のある臨床研修を行うため、毎年9月、3月に研修管理委員会を開催し、研修評価を行い、それに基づいて研修プログラムを協議、計画を立て、必要な修正を行う。更に歯科医師臨床研修管理委員会では、臨床研修の指導、監督及び到達目標への達成度、採用、中断、修了の評価等についても具体的に検討するものとする。

③ 研修指導体制と医療事故への対応

単独型・管理型研修施設及び協力型臨床研修施設及び研修協力施設における指導歯科医のもとで、基本的な知識、手技並びに全身的な治療管理を習得させる。また、医療事故への対応については、診療に関わる医療事故の主たる責任は主治医が負うが、研修歯科医は受け持ち医として、重大事故発生の場合は、直ちに指導歯科医に連絡し、その指示を仰ぐものとする。

6. 研修期間、場所等

- 1) 単独型は研修期間を2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間とする。
- 2) 管理型は2020年4月～11月の8か月間は当院での診療を中心にして、研修を行い、
2020年12月～2021年3月の4ヶ月間は協力型臨床研修施設での研修を行う。
- 3) 当院での研修期間は、主に一般臨床の研修を行う。
- 4) 単独型については、一年を通して当院での診療を中心にして臨床研修を行い、毎年7月に1週間
研修協力施設において、全身管理の研修を行う。
- 5) 管理型については、毎年7月に1週間、研修協力施設において、全身管理の研修を行う。

単独型プログラム

期間	4月～3月
研修内容	当院での研修 社会人マナーから、基本習熟コース、基本習得コースを研修 研修期間内に、研修協力施設にて全身管理の研修を行う

管理型プログラム

期間	4月～11月	12月から3月
研修内容	当院での研修 社会人マナーから、基本習熟コース、基本習得コースを研修 研修期間内に、研修協力施設にて全身管理の研修を行う	協力型臨床研修施設での研修 最終日当院にて研修(総括)

- (1) 4月
- 1) 職務規定・院内業務・IT業務マニュアルを学習
 - 2) カルテ、文書記載方法の学習
 - 3) スタッフとのチーム医療、地域との連携について学習
 - 4) 一般社会人マナー

- (2) 5月～3月(単独型)・5月～11月(管理型)

基本習熟コース

- 1) カルテその他の関連文書記載方法を学習・実践
- 2) スタッフとのチーム医療について学習・実践
- 3) 保険点数に関する学習・実践
- 4) 高頻度治療の実践
- 5) 患者とのコミュニケーションについて学習・実践
- 6) 指導医への所見報告の仕方の学習・実践
- 7) 治療計画の立案の学習

基本習得コース

- 1) 高頻度治療の実践
- 2) 医療安全・感染予防について学習
- 3) 経過評価管理について学習
- 4) ホワイトニングやインプラント、歯周外科、障害者歯科、矯正などの専門分野に関する学習と実践
- 5) 治療計画の立案と治療の実践

- (3) 12月～3月(管理型)

協力型臨床研修施設での研修

< 到達目標 >

「基本習熟コース」については、研修歯科医自らが確実に実践できることが基本であり、臨床研修終了時に習熟すべき「基本習得コース」については、頻度高く臨床において経験することが基本である。

1 歯科医師臨床研修「基本習熟コース」

【一般目標】

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1) 医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

【行動目標】

- ①コミュニケーションスキルを実践する。
- ②病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。
- ③病歴を正確に記録する。
- ④患者の真理・社会的背景に配慮する。
- ⑤患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- ⑥患者の自己決定を尊重する。（インフォームドコンセントの構築）
- ⑦患者のプライバシーを守る。
- ⑧患者の心身におけるQOL（Quality of Life）に配慮する。
- ⑨患者教育と治療への動機付けを行う。

(2) 総合診療計画

【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

【行動目標】

- ①適切で十分な医療情報を収集する。
- ②基本的な診察・検査を実践する。
- ③基本的な診察・検査の所見を判断する。
- ④得られた情報から診断する。
- ⑤適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- ⑥十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- ⑦一口腔単位の治療計画を作成する。

(3) 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技能を身に付ける。

【行動目標】

- ①基本的な予防法の手技を実施する。
- ②基本的な治療法の手技を実施する。
- ③医療記録を適切に作成する。
- ④医療記録を適切に管理する。

(4) 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患対処するため、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- ② 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- ③ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

(5) 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患対処するため、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 基本的な治療を実践する。
- ② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- ③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- ④ 抜歯の基本的な処置を実践する。
- ⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

(6) 医療管理・地域医療

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

【行動目標】

- ①保険診療を実践する。
- ②チーム医療を実践する。
- ③地域医療に参画する。

2 歯科医師臨床研修「基本習得コース」

【一般目標】

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う

(1) 救急処置

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ①バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- ②服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- ③全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- ④歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- ⑤一次救命処置を実践する。
- ⑥二次救命処置の対処法を説明する。

(2) 医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実践するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ①医療安全対策を説明する。
- ②アクシデント及びインシデントを説明する。
- ③医療過誤について説明する。
- ④院内感染（Standard Precautions を含む。）を説明する。
- ⑤院内感染対策を実践する。

(3) 経過評価管理

【一般目標】

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ①リコールシステムの重要性を説明する。
- ②治療の結果を評価する。
- ③予後を推測する。

(4) 予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

【行動目標】

- ①専門的な分野の情報を収集する。
- ②専門的な分野を体験する。
- ③POS（Problem Oriented System）に基づいた医療を説明する。
- ④EBM（Evidence Based Medicine）に基づいた医療を説明する。

(5) 医療管理

【一般目標】

適切な歯科診療を行うために、必要となる広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

【行動目標】

- ① 歯科医療機関の経営管理を説明する。
- ② 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。
- ③ 適切な放射線管理を実践する。
- ④ 医療廃棄物を適切に処理する。

(6) 地域医療

【一般目標】

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① 地域歯科保健活動を説明する。
- ② 歯科訪問診療を説明する。
- ③ 歯科訪問診療を体験する。
- ④ 歯科連携を説明する。

3. 特別研修

本院では、一年を通して以下の項目の習熟を目指す。

(1) 一般社会人マナー学習

【一般目標】

歯科医師の前に一般社会人としての必要なマナーを習得する。

【行動目標】

- ① 一般社会人として必要な身だしなみや態度を確認する。
- ② 状況に応じた会話の使い分けを学習・習得する。
- ③ 地域異業種との交流を深め、地域コミュニケーションを学ぶ。

(2) 地域医療連携学習

【一般目標】

チーム医療を実践していく上で必要な、地域他科との連携、運営に参加する。

【行動目標】

- ① 食事、栄養に視点を置いた業種との協議方法を習得する。
- ② 医科研修医と地域医療について学習、共通言語を習得する。

(3) 全身管理（病棟研修：戸畑共立病院）

当院では、全身管理を学習するために、一週間病院での研修を行う。

研修の内容は以下の通りである。

- ・ 口腔外科病棟において、入院下での患者の治療・管理に、担当医チームの一員として参画する。
- ・ 入院患者の担当医となり、指導歯科医とともに、治療計画、患者説明、手術周術期管理、担任指導を行う。
- ・ 静脈内鎮静法患者の麻酔・全身管理担当として、治療計画、患者説明、麻酔管理、周術期管理、退院指導を行う。
- ・ 電子カルテを使用した医療管理について研修を行う。

(4) 矯正治療

【一般目標】

適切な矯正治療を行うための基本的な技能を習得する。

【行動目標】

- ① 基本的な矯正の知識を理解する。
- ② 診査・診断に必要な資料を採得する。
- ③ 適切な治療計画を立案する。
- ④ 治療開始時の注意事項を理解する。
- ⑤ 治療の経過を評価する。

< 研修内容、症例数の数え方、指導体制、終了判定の評価基準について >

研修内容	必要 症例 数	症例数の 数え方※ 1	研修歯科 医の指導 体制※2	研修方略	行動目標 (習熟コース)	行動目標 (習得コース)	終了判定の 評価基準 ※3
1) 基本的診察ができる		●	症例配当型 患者配当型	外来患者の医療面接 外来患者の診査 医療面接の実技試験	(1) ①～⑨ (2) ①	(1) ①～④ (4) ① (5) ②	○
(1) 医療面接ができる	20						
(2) 口腔外検査ができる	10						
(3) 口腔内診査ができる	20						
2) 基本的検査・診断を選択実行できる		●	症例配当型	外来患者の診査 セミナー、症例報告会での研修 指導医との検討	(2) ②～④	(3) ②、③	○
(1) う蝕検査・診断ができる	10						
(2) 歯髄検査・診断ができる	10						
(3) 歯周組織検査・診断ができる	20						
(4) 歯列・咬合検査(研究用模型による分析)ができる	5						
(5) 画像検査の選択・診断ができる	20						
3) 総合診断計画		●	症例配当型	外来患者の診査 セミナー、症例報告会での研修 指導医との検討 症例報告会での報告	(1) ①、② ⑥～⑨ (2) ⑤～⑦	(1) ②～④ (4) ③、④ (5) ②	○
(1) 適切で十分な医療情報が収集できる	10						
(2) 得られた情報を分析・診断できる	10						
(3) 一口腔単位の治療計画の立案ができる	5						
(4) 治療計画を説明・報告(患者へ、および報告会で)	5						
4) 基本的治療		●	症例配当型	eラーニング DVD研修、指導医の講義、デモ 外来患者の診療 セミナー、症例報告会での研修 シュミレーション実習 指導医との検討	(3) ①、② (4) ①～③ (5) ①～⑤ (6) ①	(1) ①～⑥ (3) ①～③ (4) ①～④	○
(1) 基本的な予防法ができる(TBI, シーラント、フッ素など)	5						
(2) 修復処置ができる(コンポジットレジン、セメント)	10						
(3) 抜髄処置から根充までができる(単根、複根)	5						
(4) 感染根管処置から根充までができる(単根、複根)	5						
(5) 歯周基本基本治療ができる(スケーリング、SRP)	10						
(6) 一歯単位の歯冠修復治療ができる(築造を含む)	5						
(7) 少数歯欠損のブリッジ治療ができる	3						
(8) 少数歯欠損の部分床義歯治療ができる	3						
(9) 一般的な全部床義歯治療ができる	3						
(10) 普通抜歯ができる(単根、複根)	3						
(11) 応急処置ができる(急性歯髄炎、義歯破折、脱離など)	5						
5) 地域口腔保健活動		●	症例配当型 患者配当型	訪問診療への参加	(6) ①～③	(6) ①～④	○
(1) 訪問診療に参加できる	10						

6) 医療管理ができる							
(1) 診療録の記録・管理ができる	20	●	症例配当型	セミナー、研修会での研修 指導医との検討	(3) ③、④	(5) ①、②	○
(2) 処方箋の記載・交付ができる	10						
(3) 歯科技工指示書の記載、技工物発注ができる	10						
(4) 保険診療を実践できる	20						
7) 医療安全と感染予防ができる							
(1) 医療安全対策を実行できる	10	■	症例配当型	外部講師によるセミナーでの研修 診療室での実践		(2) ①～⑤ (5) ③、④	□
(2) 感染予防が実行できる	10						
8) 矯正治療							
(1) 小児矯正	5	●	症例配当型	eラーニング 指導医との検討 外来患者の診療		(4) ①～⑤ (4) ①～⑤	○
(2) 成人矯正	5						

※1 症例数の数え方

- ・・・治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。(すべての流れを経験することが望ましい。)
- ・・・院内で実施されるすべての医療安全・院内感染予防セミナーに出席後レポートを提出する

※2 研修歯科医の指導体制

患者配当型・・・上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。(患者配当型)

症例配当型・・・各診療科の指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。

※3 修了判定の評価基準

- ・・・目標達成の基準として、目標症例数の2/3以上経験していることが必要。
- ・・・レポートは指導歯科医が評価を行い、目標達成の基準として、評価が60点以上のレポートを1例以上提出することが必要。

7. プログラム修了の認定

歯科医師臨床研修管理委員会は、プログラムの評価項目についての研修歯科医の自己評価法及び指導歯科医による客観的評価に基づき、当初の到達目標に至ったか否かを評価し、最終的に管理者が修了証を授与する。

8. 研修歯科医の処遇

身分：研修歯科医（常勤）

給与：月額 170,000 円（賞与なし）

勤務時間：月・火・水・金曜日午前 9 時半から午後 7 時半まで（うち 1.5 時間休憩実研修時間は 8.5 時間）

土曜日午前 9 時半から午後 4 時半まで（うち 1.5 時間休憩実研修時間は 5.5 時間）

木曜日午前 9 時半から午後 1 時まで（第 4 休み）

変形労働制

時間外勤務なし

研修歯科医手帳：有り

休日：日曜日、法律で定められた祝日、年次有給休暇（6 ヶ月以上勤務つき 10 日）、夏季休暇、年末年始休暇

宿舍：無し

当直：無し

診療所内の室の有無：有

保険：歯科医師国保・厚生年金・雇用保険適用、歯科医師賠償責任保険（病院において加入、個人は任意加入）、労働者災害補償保険

健康管理：健康診断（年に 1 回）

外部の研修活動：学会、研究会等への参加可能

学会、研究会等への参加費用支給無

9. 研修歯科医の募集及び採用方法

募集定員：4 名（単独型 2 名・管理型 2 名）

応募資格：歯科医師免許取得見込みの者

出願締切：2019 年 10 月 31 日

出願書類：履歴書、卒業見込み証明書、成績証明書、願書

選考方法：歯科マッチングに参加し、面接及び書類審査を確認の上、採用を決定する。

10. 応募連絡先・資料請求

ケイズ歯科・矯正歯科クリニック

〒803-0845

福岡県北九州市小倉北区上到津 3 丁目 3-3 アクロスプラザ 2F

TEL 093-653-1313

FAX 093-653-1313